

東京都公報

発行 東京都

目次

19

告示

- 東京都環境影響評価条例による見解書……………一
……………（環境局総務部環境政策課）
- 平成二十二年東京都告示第四百七号（東京都土壌汚染対策指針）の全部改正……………二
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………三
……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………四
……………（同）
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………五
……………（同）
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………六
……………（同）
- 森林法第百八十九条の揭示（二件）……………七
……………（産業労働局農林水産部森林課）
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……………八
……………（建設局河川部指導調整課）
- 土砂災害警戒区域等の指定（二件）……………九
……………（同）
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………一〇
……………（同）
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………一一
……………（同）
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………一二
……………（同）

告示

●東京都告示第三百九十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十五条第一項の規定に基づき、東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 東京都
- 東京都知事 小池 百合子
- 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 東武鉄道株式会社
- 取締役社長 根津 嘉澄
- 墨田区押上二丁目十八番十二号

二 対象事業の名称及び種類

- 東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業
- 鉄道の改良

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東武鉄道東上本線の大山駅付近約一・六キロメートルの区間を連続立体交差化するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が二百二十九件、事業段階関係区長からの意見が一件あり、意見の内容は、騒

音・振動、日影、景観及びその他であった。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成三十一年三月十八日から同年四月八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 板橋区資源環境部環境政策課
- 板橋区板橋二丁目六十六番一号
- イ 東京都環境局総務部環境政策課
- 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
- ウ 東京都多摩環境事務所管理課
- 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
環境影響評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長である坂橋区長の意見の件数は、表1に示すとおりである。

表1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	229
事業段階関係区長の意見	1
合計	230

1 都民の主な意見と事業者の見解

都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

1.1 騒音・振動

都民の意見	事業者の見解
<p>高架化されると騒音などの被害が心配されます。</p> <p>反対です。本件評価において、「現況」と同じレベルか、何とかが下回る程度の評価しかとられていない。実際に高架化された時のごとを推奨すると恐ろしい。「現況」との比較ではなく地下化と比較すべき内容です。</p>	<p>鉄道騒音については、環境省の指針である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」(平成7年12月)を評価の指針に基づき、「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を評価の計画線としており、軌道中心からの高さが1.2mにおいて、調査・予測し、評価を行いました。</p> <p>工事の完了後における列車の走行に伴う鉄道騒音の予測結果は、等価騒音レベルで、昼間57dB～61dB、夜間53dB～57dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標を満足しています。</p> <p>なお、音の目安として、「役所の窓口周辺」「銀行の窓口周辺」「ファミリーレストランの店内」などの騒音の目安(都心・近郊用)</p>  <p>出典：全国環境研究協議会 騒音小委員会 (平成29年7月)</p>

都民の意見

事業者の見解

<p>ロングレール等の活用と言うが、遮音対策、振動対策など現状で同じ改善策を実施した場合との対比がなく、高架化ありきの環境評価となっており片手落ちです。評価書案として致命的に失敗しています。反対です。</p> <p>ロングレール等は、振動などはひどいです。</p>	<p>「東京都環境影響評価条例」においては、事業の実施が環境に及ぼす直接的な影響を評価して事前予測・評価を行うものとしていたため、比較・検討の結果、最適と判断した高架方式について、環境影響評価を実施する高橋区として、平成30年2月に開催した都市計画案説明会においては説明し、環境影響評価項目について予測・評価の結果及び環境保全のための措置等を説明しました。</p> <p>なお、今回の鉄道高架化と併せ、大山駅付近の曲線の一部改善などにより、騒音レベル及び振動に対する低減効果のあるロングレール及びロングレール継ぎ目の溶接を採用します。</p>
--	---

1.2 騒音・振動及び景観

都民の意見	事業者の見解
<p>評価点が恣意的。最良の地点が選ばれている。クォーストクォースでの比較が妥当。</p>	<p>鉄道の騒音・振動及び景観の調査・予測地点は、事業前後で地平から高架への構造化がある地点から選定しました。</p> <p>将来の鉄道騒音及び振動の調査・予測地点は、池袋方面の住居用途地域である東上本線第12号路切付付近や、医療施設等付近(上り線側3測線、下り線側3測線)を選定し、調査・予測及び評価を行いました。</p> <p>景観の代表的な眺望地点は、鉄道施設が容易に見通せると予測される場所、眺望のよい場所、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所等を選定し、人通りや東上本線第18号路切付付近、また、人通りが多い、駅前商店街の地点である東上本線第15号路切付付近等の6地点で、調査・予測及び評価を行いました。</p>

1.3 日影	
都民の意見	事業者の見解
<p>高架化によって日照の問題が地域に広がります。絶対反対です。</p> <p>高架化による照度、洗濯乾かしや取り入れの影響など未永く住み暮らすマンション住民が被る影響が深められています。反対する。</p>	<p>事業の実施による日影の原因となる主な鉄道施設は、駅事務室等の駅施設の一部を除き、「建築基準法」(昭和25年 法律第201号)及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年 東京都条例第63号)の規制対象となるものではありませんが、また、駅施設による日影は商業地域内の対象となるものではありませんが、評価の指標として、この法律及び条例の基準を参考にしています。</p> <p>その結果、鉄道施設による日影が生じるものは、建築基準法等の規制時間を超える日影は生じないかと予測され、評価の指標を満足します。</p> <p>なお、事業の実施に伴う日影の影響を可能な限り回避又は低減するため、鉄道施設の高さ及び高さに配慮していきます。</p>

1.4 環境全般	
都民の意見	事業者の見解
<p>再評価を希望します。</p>	<p>本計画における環境影響評価書案では、事業の実施が周辺環境に及ぼす直接的な影響について、調査、予測及び評価を行っています。調査、予測及び評価は、事業特性や地域特性を勘案の上、「東京都環境影響評価条例」及びその他の関係法令に基づき、実施しました。</p> <p>なお、今後の環境影響評価の手続きは、学識経験者から構成される環境影響評価審議会の意見に基づき東京都知事の意見や住民等の意見を伺いながら、適切に実施していきます。</p>

都民の意見		事業者の見解
<p>反対です。東上本線地下化と対比しての総合的検討となっていない。評価書案として致命的に欠けています。話になりません。反対します。</p> <p>お金をかけて「現況」と同レベルというのには費用対効果が悪い。</p>	<p>鉄道の構造形式の比較検討は、高架方式と地下方式の二つの案を検討しました。</p> <p>鉄道周辺の地形等の地形的条件、除却する陸地の敷等の計画的条件、事業費や事業期間等の事業的条件を総合的に比較・検討した結果、高架方式が最良案であると判断しました。</p> <p>「東京都環境影響評価条例」においては、事業の実施が環境に及ぼす直接的な影響については、事前の予測・評価を行うものとしていたため、比較・検討の結果、最良と判断した高架方式について、環境影響評価した都市計画案として、平成30年2月に開催した都市計画案説明会において説明し、その後、平成30年11月に環境影響評価書案及び環境影響評価項目について予測・評価の結果及び環境保全体のため措置等を説明しました。</p>	

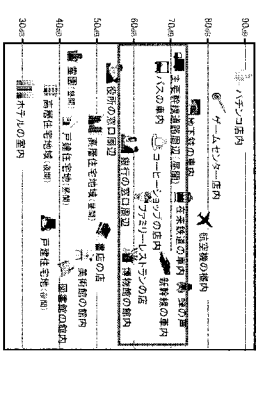
住民の声を聞いて下さい。		事業者の見解
<p>高架化による駅利用者との顔合わせの影響など未永く住み暮らすマンション住民が被る影響が深められています。反対する。</p>	<p>連続立体交差化計画の内容については、平成30年2月に都市計画案説明会、平成30年12月に都市計画案及び環境影響評価書案説明会を開催し、菜場された方々に御理解いただきやすくするために、都市計画図やスライド、パンフレット等を用いて説明に努めてきました。</p> <p>また、説明会において、住民の方のご意見を伺い、質疑応答を行うとともに、説明会後も電話等において個別に対応を行っています。</p> <p>引き続き、用地測量等説明会や用地補償説明会、工事説明会等を開催し、地権者をはじめ関係の方々に対して、分かりやすい丁寧な説明に努めていきます。</p>	

駅舎については、駅利用者から近隣マンション等の住民が見えないように配慮するなどの影響が深められています。反対する。

<p>都民の意見</p> <p>住環境が悪化することが予想されるので反対です。</p>	<p>反対です。私たちの今のくらしをこわさないで下さい。</p>
<p>事業者の見解</p> <p>本計画における環境影響評価書案では、環境影響要因として5項目を選定し、事業の実施が周辺環境に及ぼす直接的な影響について、調査、予測及び評価を行っています。事業実施にあたっては、関係法令等を遵守し、周辺環境影響評価条件に基づき、工事施工中や工事完了後に事後調査を行い、事後調査報告書を行い影響を及ぼすおそれがある場合に、更なる環境保全のための措置を検討していきます。</p>	<p>本計画における環境影響評価書案では、環境影響要因として5項目を選定し、事業の実施が周辺環境に及ぼす直接的な影響について、調査、予測及び評価を行っています。事業実施にあたっては、関係法令等を遵守し、周辺環境影響評価条件に基づき、工事施工中や工事完了後に事後調査を行い、事後調査報告書を行い影響を及ぼすおそれがある場合に、更なる環境保全のための措置を検討していきます。</p>

2 事業関係関係区長の意見と事業者の見解
事業関係関係区長の意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

2.1 板橋区長の意見と事業者の見解

<p>板橋区長の意見</p> <p>【騒音・振動】 ・板橋区間の鉄道振動について「エ 板橋区間の列車の走行に伴う鉄道振動」において、板橋区間の鉄道振動の予測値が現状を上回ることで対策について、道床の整備、定期検査、保守等が対策の手法、頻度等、具体的内容を明らかにし、周辺地域への入念に説明されたい。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>事業の実施に当たっては、環境保全のための措置として、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施し、車輪及びレールの磨耗等に起因する鉄道振動が増大しないよう維持管理に努めてまいります。 なお、これらの対策の具体的な手法や頻度等の具体的な内容については、今後、検討を行い、工事説明会等で丁寧に説明していきます。</p>
<p>【騒音・振動】 ・高架化に伴う鉄道騒音への対策について「環境影響評価書案(資料編)」P96「<参考>高さ方向の鉄道騒音の予測結果」において、立体化後の騒音の予測値が、地上から高い位置(10m及び15m)において現況値を上回っており、中高層建物への騒音影響が増すことが懸念される。沿線に対して十分な防音対策を検討されたい。</p>	<p>高さ方向については、測定が可能な東上本線第18号踏切付近の1地点において、計画線最寄軌道中心から水平方向に12.5m、地上から高さ3.5m、5.0m、10.0m、15.0mにおいて調査及び予測を行っており、予測結果は昼間58dB～71dB、夜間54dB～67dBとなります。昼間の騒音の目安として「銀行の窓口周辺」「コーヒースタッフの店内」「バスの車内」などの騒音の程度になると考えられます。</p>
<p>(参考) 騒音の目安 (都心・近郊用)</p>  <p>出典：全国環境研協議会 騒音小委員会 (平成29年7月 環境省ウェブサイト)</p>	<p>環境保全のための措置として、防音壁の設置のほか、ロングレール及びロングレール同等の効果が見込まれるレール継ぎ目の溶接、弾性に努めてまいります。さらに、弾性バラスト軌道区間については、軌道が小さく、吸音率の高くなる消音バラストを採用するとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施する等、車輪及びレールの磨耗等に起因する鉄道騒音が増大しないよう維持管理に努めてまいります。</p>

●東京都告示第三百九十四号

平成二十二年東京都告示第四百七号(東京都土壤汚染対策指針)の全部を次のように改正したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第百十三条の規定により公表する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

東京都土壤汚染対策指針

第1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第215号。以下「条例」という。)第113条の規定に基づき、特定有害物質による土壤の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壤汚染に係る調査及び対策の方法等を定めることを目的とする。

第2 定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

第3 土壤汚染に係る調査

1 土地利用の履歴等調査

条例第117条第1項の規定により行う調査(以下「地歴調査」という。)は、土地の改変を行う土地及びその周辺の土地を対象に、次に掲げる事項ごとに、それぞれ定める方法により実施し、土地の改変を行う土地の土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集するものとする。

(1) 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴

地歴調査の実施者は、土地の改変を行う土地及びその周辺の土地の利用の履歴として、過去の地形図、住宅地図、航空写真、登記簿その他の情報により、過去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況等について把握する。

(2) 特定有害物質の使用、排出等の状況

地歴調査を実施する者は、(1)により把握した土地の利用の履歴から、過去の特定有害物質の取扱事業場の設置等の事実が判明したときは、当該特定有害物質の取扱事業場の台帳類及び資料の問題、当該特定有害物質の取扱事業場の設置者等に対する聞き取り等により、特定有害物質の種類ごと(排出状況にあつては、排出水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと)に次に掲げる事項について把握する。

なお、使用、排出等が地中において行われた場合にあつては、その深度に関する情報も把握する。

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質を使用した設備、機器等
使用状況	特定有害物質の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質の濃度、排出量、排出期間、排出経路(地下への浸透を含む。以下同じ。)、敷地内処分等

処理状況	特定有害物質の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用・保管場所等	特定有害物質の使用・保管場所、建物及び設備の配置状況、排出経路等
製造状況	特定有害物質の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等

(3) 土壌汚染の調査及び措置の実施状況等

地歴調査を実施する者は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく台帳、条例第118条第1項の規定に基づく記録、条例第118条の2第1項の規定に基づく台帳、特定有害物質による土壌汚染を調査した各種調査結果その他の情報により、当該土地における土壌汚染の調査の結果並びに土壌汚染の除去等の措置及び汚染拡散防止の措置の実施状況等について把握する。

なお、特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える土壌（以下「汚染土壌」という。）の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面立材材であるとされた経緯があれば、これについても把握する。

(4) 地表の高さの変更の経緯等

地歴調査を実施する者は、(2)及び(3)により把握した特定有害物質の使用、排出等並びに土壌汚染の調査及び措置の状況について、土地の造成等の履歴その他の情報により、地表の高さに変更があった場合はその経緯を把握する。

2 汚染状況調査

条例第115条第1項、第116条第1項（同条第9項の規定による場合を含む。以下同じ。）、第116条の2第1項及び第117条第2項の規定により行う汚染状況調査は、次の(1)を対象地、(2)を調査対象区域とし、(3)から(12)までに掲げる事項ごとに、それぞれ定める方法により実施する。

なお、条例の各規定により汚染状況調査を実施する者（以下「調査義務者等」という。）は、指定調査機関（法第3条第1項の規定により環境大臣又は知事の指定を受けた者）をいう。以下同じ。）に、当該汚染状況調査の実施を委託するものとする。

(1) 対象地

汚染状況調査の対象地（以下「対象地」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める場所とする。

- ア 条例第115条第1項の規定による汚染状況調査 工場又は指定作業場の敷地
- イ 条例第116条第1項第1号の規定による汚染状況調査 工場又は指定作業場の敷地であった土地
- ウ 条例第116条第1項第2号の規定による汚染状況調査 施設等の除却に伴い土壌

の掘削を行う土地

- エ 条例第116条の2第1項の規定による汚染状況調査 工場又は指定作業場の敷地内の任意に選択した当該調査を行う土地
- オ 条例第117条第2項の規定による汚染状況調査 土地の改変を行う土地

(2) 調査対象区域

ア 条例第115条第1項、第116条第1項及び第116条の2第1項の規定による汚染状況調査

対象地の全域を調査対象区域とする。ただし、土壌汚染を生じさせるおそれのある事業活動がなされた建物等から公道、塀等により明確に区切られており、かつ、(3)により土壌汚染のおそれが把握されなかった土地は、調査対象区域に含めないことができる。

イ 条例第117条第2項の規定による汚染状況調査
対象地の全域又は対象地のうち(3)により土壌汚染のおそれが把握された土地であって掘削を行う部分を調査対象区域とする。

なお、対象地内の任意の土地を調査対象区域に加えることができる。

(3) 特定有害物質の使用、排出等の状況

ア 特定有害物質の使用、排出等の状況

汚染状況調査の実施を委託した指定調査機関（以下「調査委託者」という。）は、条例第115条第1項の規定による汚染状況調査にあつては汚染状況調査要請のあつた特定有害物質について、条例第116条第1項及び第116条の2第1項の規定による汚染状況調査にあつては調査義務者等が現在取り扱っている又は過去に取り扱っていた特定有害物質について、当該工場又は指定作業場の台帳類及び資料の閲覧、調査義務者等に対する聞き取り等により、特定有害物質の種類ごと（排出状況にあつては、排出水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に1(2)の表に掲げる事項について把握する。

なお、使用、排出等が地中において行われた場合にあつては、その深度に関する情報も把握する。

条例第117条第2項の規定による汚染状況調査にあつては、地歴調査を実施する者が地歴調査で把握した情報を、調査委託者が確認し精査するほか、調査委託者が新たに入手した情報があればこれを加え、対象地における特定有害物質の使用、排出等の状況を把握する。

イ 土壌汚染の調査及び措置の実施状況等

調査委託者は、条例第115条第1項、条例第116条第1項及び第116条の2第1項の規定による汚染状況調査にあつては、法第15条の規定による台帳、条例第118条第1項の規定による記録のうち調査義務者等が実施した調査及び措置によるもの、条例第118条の2第1項の規定による台帳、特定有害物質による土壌汚染を

調査義務者等が調査した各種調査結果その他の情報により、当該土地における土壤汚染の調査の結果及び土壤汚染の除去等の措置の実施状況等を把握する。

なお、汚染土壤の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋込材であるとされた経緯があれば、これについても把握する。

条例第 117 条第 2 項の規定による汚染状況調査にあつては、地歴調査を実施する者が地歴調査で把握した情報を、調査受託者が確認し精査するほか、調査受託者が新たに入手した情報があればこれを加え、対象地における土壤汚染の調査の結果及び土壤汚染の除去等の措置及び汚染拡散防止の措置の実施状況等について把握する。

ウ 地表の高さの変更の経緯等

ア及びイにより把握した特定有害物質の使用、排出等並びに調査及び措置が行われた箇所について、当該工場又は指定作業場において行われた土地の造成の履歴その他の情報により、地表の高さの変更の経緯を把握する。

なお、条例第 117 条第 2 項の規定による汚染状況調査にあつては、地歴調査を実施する者が地歴調査で把握した情報を、調査受託者が確認し精査するほか、調査受託者が新たに入手した情報があればこれを加え、ア及びイにより把握した特定有害物質の使用、排出等並びに調査及び措置が行われた箇所についての地表の高さの変更の経緯を把握する。

(4) 特定有害物質による土壤等の汚染状況

(3) において対象地内に土壤汚染のおそれがあることが判明した場合は、調査受託者は、対象地内の土壤及び地下水の汚染状況について、(5) から (12) までに定めるところにより把握する。

(5) 調査対象物質

土壤その他の試料の採取及び測定(以下「試料採取等」という。)の対象とする物質(以下「調査対象物質」という。)は、(3) により調査対象区域内における汚染のおそれを把握した特定有害物質とする。また、調査受託者は、当該特定有害物質以外の特定有害物質を調査対象物質に加えることができる。

特定有害物質は次のとおり区分する。

特定有害物質の区分	特定有害物質の種類
第一種特定有害物質	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ペンゼン及びクロロエチレン(別名塩化ビニルモノマー)
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びビスマル

第三種特定有害物質	キル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シランジシロキシベンゼンカルブ

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質を調査対象物質とする場合は、当該特定有害物質が土壤中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

分解するおそれのある特定有害物質(以下「親物質」という。)	「分解生成物」という。)
トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン(別名塩化ビニルモノマー)
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン(別名塩化ビニルモノマー)
四塩化炭素	ジクロロメタン
1, 1-ジクロロエチレン	クロロエチレン(別名塩化ビニルモノマー)
1, 2-ジクロロエチレン	クロロエチレン(別名塩化ビニルモノマー)
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン及びクロロエチレン(別名塩化ビニルモノマー)
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン(別名塩化ビニルモノマー)

(6) 調査対象区域の調査区分

調査受託者は、(3) により把握した情報等により、調査対象区域を調査対象物質の種類ごとに、次に掲げる区分に分類する。

- ア イ及びウに該当しない土地(以下「全部対象区分地(別名第一調査区分地)」という。)
- イ 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業場において特定有害物質の製造、使用、処理若しくは保管に係る事業の用に供されていない旨の情報又は調査対象物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない旨の情報その他の情報から汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地(以下「一部対象区分地(別名第二調査区分地)」という。)
- ウ 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号) 第 12 条の 4 の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 71 号) の施行の際、現に設置されているもの(設置の工

事がされているものを含む。)において水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、調査対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報から汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

(7) 単位区画の設定

ア 区画の設定

調査受託者は、調査対象区域の北端の地点(当該地点が複数ある場合には最も東にある地点。以下「起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートルの間隔で引いた線により調査対象区域を区画する。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点として回転させることにより減少する場合にあっては、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右回りに回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象区域を区画することができる。

イ 単位区画の統合

アにより区画された調査対象区域(以下「単位区画」という。)について、隣接する単位区画の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一つの単位区画とすることができる。ただし、当該単位区画を、当該調査対象区域を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

ウ 単位区画の設定の特例

次のいずれかに該当するときは、アによらず単位区画を設定することができる。

- (ア) 調査対象区域を含む土地において他の汚染状況調査又は法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査(以下「法の土壌汚染状況調査」という。)の契機が生じている場合であつて、当該汚染状況調査又は当該法の土壌汚染状況調査において起点とする地点を起点とし、かつ、同調査において用いた単位区画を用いるとき。
- (イ) 調査対象区域内又はその周辺の土地で過去に汚染状況調査又は法の土壌汚染状況調査を行ったことがある場合であつて、当該過去に行った汚染状況調査又は当該過去に行った法の土壌汚染状況調査において起点とした地点を起点とし、同調査において用いた単位区画を設定した線及びこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により区画するとき。

(ウ) 調査対象区域を含む事業場の敷地の北端の地点(当該地点が複数ある場合には最も東にある地点)を起点として、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートルの間隔で引いた線により敷地を区画し、同じ線により調査対象区域を区画するとき。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右回りに回転させた角

度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、敷地を区画することができる。

(8) 30メートル格子の設定

調査受託者は、調査対象区域を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割された調査対象区域のそれぞれの部分(以下「30メートル格子」という。)を設定する。

(9) 第一種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法

調査受託者は、調査対象物質のうち第一種特定有害物質について、次に定めるところにより調査する。

ア 土壌ガス調査

分析内容	土壌中の気体(以下「土壌ガス」という。)中に含まれる特定有害物質の量
分析方法	土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。)第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
単位区画の調査区分	調査対象区域を、全部対象区分地を含む単位区画(以下「全部対象区分画(別名第一調査区分画)」という。)、一部対象区分地を含む単位区画(全部対象区分画を除く。以下「一部対象区分画(別名第二調査区分画)」という。)及びこれら以外の単位区画のいずれかに分類する。
調査区画	次の(ア)及び(イ)に掲げる単位区画を試料採取等を行う区画(以下「調査区画」という。)として選定する。 (ア) 全部対象区分画 (イ) 一部対象区分画がある場合において、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画 a 30メートル格子内に一部対象区分画が含まれ、かつ、30メートル格子の中心が調査対象区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む単位区画 b 30メートル格子内に一部対象区分画が含まれ、かつ、30メートル格子の中心が調査対象区域内にならない場合 当該30メートル格子内にある一部対象区分画のうちいずれか1区画
試料採取地点	調査区画の中心の地点(全部対象区分画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合)であつ

	ては、当該部分における任意の地点)とする。ただし、試料を採取しようとする地点の傾斜が著しいことその他の理由により当該地点において試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該地点を含む単位面の任意の地点を試料採取地点とすることができる。
採取対象試料	試料採取地点に直径15ミリメートルから30ミリメートル程度まで、深さ0.8メートルから1メートルまでの穴をあけ、土壌ガスを吸引して採取したものを試料とする。ただし、土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあつては、地下水を採取するものとする。
一部対象区画における調査の追加	30メートル格子内の調査区画において採取された土壌ガスから調査対象物質が検出された場合又は採取された地下水中の調査対象物質の濃度が地下水基準を超えた場合は、当該調査区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画(調査区画であるものを除く。)において土壌ガス(土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあつては、地下水)中に含まれる調査対象物質の量の測定を行うものとする。

イ 代表地点における土壌調査

調査受託者は、アの土壌ガス調査において土壌ガスから調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超える試料採取地点があるときは、次に定めるところにより調査する。

試料採取においてボーリングを実施する際は、汚染土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止し、かつ、掘削に当たつて水等を用いる場合にあつては、当該水等による汚染土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散又は流出及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講じる(以下、当該措置を講じて実施するボーリングを「汚染を拡散させない措置を講じたボーリング」という。)

なお、土壌試料の採取の対象となつた深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。

対象物質	次の(ア)及び(イ)に掲げる物質 (ア) 土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質及びその分解生成物 (イ) 土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質の親物質((3) アにおいて把握した特定有害物質に限る。)及び当該親物質の分解生成物
分析内容	深度別の土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量(以下「土壌溶出量」という。)

分析方法	法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	(9)アの土壌ガス調査において土壌ガスから調査対象物質が検出された試料採取地点又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超えた試料採取地点を含む単位面が連続する範囲(以下「検出範囲」という。)ごとに、溶出量基準を超える土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位面と比較して多いと認められる単位面の試料採取地点(以下「第一種代表地点」という。)において行う。
調査深度	帯水層の位置を確認し、その底面(帯水層の底面の位置が、地表10メートルの深さより深い場合には、10メートル)までとする。ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い深度の土壌調査が必要と認められる場合は、この限りでない。
採取対象試料	次の(ア)から(エ)までの試料を採取する。 (ア) 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌(当該位置が地表と同一の位置である場合又は当該位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ5センチメートルまでの土壌(以下「表層の土壌」という。)) (イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ50センチメートルの土壌) (ウ) 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。) (エ) 帯水層の底面の土壌(地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。)
結果の評価	第一種代表地点において採取した土壌の特定有害物質による汚染状態が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、当該第一種代表地点が存する検出範囲内の土壌について、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める汚染状態にあるものとみなす。ただし、検出範囲内の地点であつ

て、第一種代表地点において行う土壌調査と同等の土壌調査を行った単位区画の土壌にあつては、当該調査の結果を当該単位区画の土壌の汚染状態とする。
 (ア) 少なくとも一の第一種代表地点において第二溶出量基準を超えるとき 第二溶出量基準を超える土壌
 (イ) 少なくとも一の第一種代表地点において溶出量基準を超えるとき (ア) に該当するときを除く。) 溶出量基準を超える土壌
 (ウ) 全ての第一種代表地点においても溶出量基準以下であつたとき 溶出量基準以下である土壌

ウ 代表地点における地下水調査

調査受託者は、アの土壌ガス調査において土壌ガスから調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超える試料採取地点があるときは、次に定めるところにより代表地点における地下水調査を行う。

なお、調査地点のうち、対象地の代表的な地層が把握できる一地点以上の地点にて、地下水試料の採取の対象となつた深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。ただし、当該調査地点においてイの代表地点における土壌調査において把握した深度については、これを要しない。

対象物質	次の(ア)及び(イ)に掲げる物質 (ア) 土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質及びその分解生成物 (イ) 土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質の親物質 ((3) アにおいて把握した特定有害物質に限る。) 及び当該親物質の分解生成物
分析内容	地下水中の特定有害物質の濃度
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	第一種代表地点
採取対象試料	調査地点の地下水位を把握し、最初の帯水層(恒常的に地下水が存在する宙水層又は第一帯水層をいう。以下同じ。)の地下水を採取する。ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い位置にある帯水層の地下水の調査が必要と認められる場合は、この限りでない。
試料採取方法	汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより、帯水層を代表して汚染状態を把握することが可能な深度まで

挿入したスクリーンから、バージ(井戸内帯水量の3倍量から5倍量までを目安とする。)後に試料を採取することを基本とする。ただし、土地の改変又は施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリング孔内の水をバージ(ボーリング内帯水量の3倍量から5倍量までを目安とする。)後に試料を採取することができる。
 採取した試料は、過しないこと。

エ 地下水等の状況

調査受託者は、イの土壌調査において溶出量基準を超える土壌が確認された場合は、対象地及びその周辺の地下水への影響を把握するため、当該土地の地下水流向に係る文献、地形図、地質図、柱状図等の既存の資料並びにイの土壌調査及びウの地下水調査により把握した調査対象区域内の地層の状況及び地下水位の状況その他の情報を整理し、地下水流向を把握するとともに、当該溶出量基準を超える土壌が確認された地点の主流側の土地における主たる土質及び動水勾配について考察する。

なお、対象地内及びその周辺の井戸の分布、ストレーナーの深度、飲用等の利用の状況並びに地下水の汚染の状況についての情報があれば、これらの情報についても把握する。

オ 対象地境界における地下水調査

調査受託者は、イの土壌調査において溶出量基準を超える土壌が確認され、かつ、ウの地下水調査において地下水基準を超える地下水が確認された場合は、次に定めるところにより、対象地内であつて対象地の境界付近の地点(以下「対象地境界」という。)における地下水調査を行う。

対象物質	ウの地下水調査において地下水基準を超えた特定有害物質及びその分解生成物
分析内容等	(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度 (イ) 地下水位の状況
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	地下水流向を踏まえ、周辺の地下水への影響を適切に把握できる対象地境界
採取対象試料	ウの地下水調査において地下水基準を超える地下水が確認された帯水層の地下水を採取する。
試料採取方法	ウの地下水調査と同様の方法

(10) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法
 調査受託者は、調査対象物質のうち、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に

ついで、次に定めるところにより調査する。
 ア 表層等の土壌調査
 調査受託者は、次に定めるところにより、表層等の土壌について試料採取等を行う。試料採取においてボーリングを実施する際は、汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより行う。
 なお、土壌試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深層別の地層の状況についても把握する。

特定有害物質の区分	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
分析内容	土壌溶出量及び土壌に含まれる特定有害物質の量(以下「土壌含有量」という。)	土壌溶出量
分析方法	土壌溶出量にあっては法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法、土壌含有量にあっては同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法	
単位区画の調査区分	調査対象区域を、(9)アの土壌ガス調査と同様の方法により分類する。	
調査区画	次の(ア)及び(イ)に掲げる単位区画を調査区画として選定する。 (ア) 全部対象区画 (イ) 一部対象区画にあっては、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画 a 30メートル格子内にある一部対象区画が6区画以上ある場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうち任意の5区画 b 30メートル格子内にある一部対象区画が5区画以下である場合 当該30メートル格子内にある全ての一部対象区画	
試料採取地点	調査区画の中心の地点(全部対象区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合)にあっては、当該部分における任意の地点)とする。ただし、試料を採取しようとする地点の傾斜が著しいことその他の理由により当該地点において試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該地点を含む単位区画の任意の地点を試料採取地点とすることができる。	
採取対象試料	次の方法により採取した土壌(地表から深さ10メートル	

一部対象区画における土壌調査の追加	<p>までにある土壌に限る。)を試料とする。 (ア) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌を採取したものの (イ) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかな場合においては、表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取し、これらの土壌を同じ重量混合したもの (ウ) 30メートル格子内の2以上の一部対象区画において試料採取等をする場合にあっては、当該2以上の一部対象区画ごとに(ア)又は(イ)の方法により採取された土壌を同じ重量混合したもの</p>
一部対象区画における土壌調査の追加	<p>一部対象区画である調査区画において採取された試料の土壌溶出量が溶出量基準を超え、又は土壌含有量が含有量基準を超えた場合には、当該調査区画を含む30メートル格子内にある全ての一部対象区画において、土壌溶出量又は土壌含有量の調査を行う。</p>

イ 代表地点における地下水調査
 調査受託者は、アの土壌調査において溶出量基準を超える土壌が確認された場合は、次に定めるところにより代表地点における地下水調査を行う。
 なお、調査地点のうち、対象地の代表的な地層が把握できる一地点以上の地点にて、地下水試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深層別の地層の状況についても把握する。ただし、(9)イ及びウにおいて把握している場合は、これを要しない。

対象物質	アの土壌調査において溶出量基準を超えた特定有害物質
分析内容	地下水中の特定有害物質の濃度
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	次の(ア)及び(イ)を調査地点(以下「第二種・第三種代表地点」という。)とする。ただし、汚染の原因から見て、地下水基準を超える地下水が存在するおそれが、溶出量基準を超えた単位区画が連続する範囲(以下「溶出量基準超過範囲」という。)で隣接する他の単位区画と比較して多いと認められる地点が明確である場合に